## 一般社団法人日本ゴールボール協会 審判員の倫理規定

令和2年8月2日施行

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本ゴールボール協会が認定する審判員(レフェリー・オフィシャル)の遵守事項を定める。

## (レフェリーの遵守事項)

- 第2条 レフェリーは、次の各号の事項を遵守しなければならない。
  - 1. 競技規則等を熟知し、常に公平公正な判定を行うこと。
  - 2. 試合中は、コーチや選手に対して礼儀をもって接すると共に、レフェリング内容について理解と信頼を得るように努める(コーチや選手と親しく接してはならない)。
  - 3. 試合に関して、不正行為または操作を疑われることのないよう、自らを厳しく 律すること。
  - 4. 講習会や練習会等に参加し、レフェリング技能の向上に努めるとともに、レフェリーとしての自覚と責任を持って行動すること。
  - 5. 試合中は、指定・支給されたシャツ、黒もしくは濃紺のズボンを着用し、レフェリー全員の服装が統一されていなければならない。
  - 6. ゴールボールは視覚障害者の競技であることを常に認識し、ハッキリしたコールとホイッスルを心がけること。

## (オフィシャルの遵守事項)

- 第3条 オフィシャル (競技補助員) は、次の各号の事項を遵守しなければならない。
  - 1. 競技規則等を熟知し、正確に自身の役割を全うする。
  - 2. 試合中は、コーチや選手に対して礼儀をもって接する(コーチや選手と親しく接してはならない)。
  - 3. レフェリーのコールを熟知し、レフェリーが下した判断に反論してはならない。

(改廃)

第4条 本規定は、理事会の決議をもって改廃することができる。